

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		資格確認書の再交付
根拠法令及び条項		国民健康保険法施行規則第7条第1項
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課保険税賦課係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	第七条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る資格確認書を破り、汚し、又は失ったときは、第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、その再交付を申請することができる。ただし、当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合においては、第二号に掲げる書類を提示し、又は第三号に掲げる記録の送信(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の二第六項の規定によりカード代替電磁的記録を送信する方法に限る。以下第二十四条の四を除き同じ。)を行う場合に限り、その再交付を申請することができるものとする。 一 次に掲げる事項 イ 被保険者の氏名及び生年月日 ロ 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号 ハ 再交付申請の理由 二 世帯主の氏名及び生年月日又は住所(以下この条において「個人識別事項」という。)が記載された書類であつて、次のいずれかに該当するもの イ 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成二十六年内閣府・総務省令第三号)第一条第一号に掲げる書類 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該世帯主が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、介護保険の被保険者証若しくは児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもののうち二以上の書類

		三 世帯主の個人識別事項に係る記録
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	令和 7 年 1 月 1 日設定（令和 8 年 4 月 1 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	1 週間程度
	設 定 等 年 月 日	令和 7 年 1 月 1 日設定（令和 年 月 日最終変更）